

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

【第208回国会】令和4年5月10日（火）、第6回の委員会が開かれました。

- 1 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）
 - ・西銘復興大臣、田中文部科学副大臣、細田経済産業副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、高橋文部科学大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対－共産）
 - ・坂井学君外5名（自民、立民、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、神谷裕君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対－共産）
（参考人）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事 舟木健太郎君
（質疑者）金子恵美君（立民）、一谷勇一郎君（維新）、空本誠喜君（維新）、長友慎治君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

金子恵美君（立民）

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国の賠償基準である中間指針
 - ア 原子力損害賠償紛争審査会における中間指針の見直し等も含めた今後のスケジュール
 - イ 原子力損害賠償紛争審査会における議論のプロセス
- (2) 福島県から県外への避難者数の正確な把握の必要性に対する復興大臣の所見
- (3) 復興大臣のドイツ及びフランスへの訪問（5月1日から6日まで）
 - ア 訪問の目的及び成果
 - イ ドイツのフラウンホーファー研究機構への訪問の成果
- (4) 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）周辺の環境整備についてのスケジュール、支援策及び財源確保策

一谷勇一郎君（維新）

- (1) 福島イノベーション・コースト構想の取組
 - ア 製品開発や特許申請等の具体的な成果
 - イ 具体的な経済効果
- (2) ALPS処理水に含まれるトリチウムを可能な限り除去した上で海洋放出する必要性
- (3) 機構の人員配置及び組織体制
- (4) 機構における若者、女性及び障害者等を含めた人材確保の在り方
- (5) 機構の研究開発により取得される知的財産
 - ア 知的財産の保護の在り方
 - イ 経済安全保障を踏まえた知的財産についての復興大臣の所見
 - ウ 機構が出資した法人の研究開発成果の海外流出防止策

空本誠喜君（維新）

- (1) 機構の設立により政府が目指す「我が国の科学技術力・産業競争力の強化」の方向性

- (2) 機構と沖縄科学技術大学院大学（OIST）の研究の相違
- (3) 機構を「世界に冠たる創造的復興の中核拠点」と位置付ける政府方針について、「復興」という文言を外し、新しいステージを目指す研究拠点に切り替えていくべきとの見解に対する復興大臣の所感
- (4) 機構における大学院大学の設立構想
 - ア 広告塔となる大学院大学設立の必要性に対する復興大臣の見解
 - イ アについての文部科学省の見解
 - ウ 海外の若手研究者等を招くための大学院大学設立の必要性
- (5) 福島水素エネルギー研究フィールドの新規性及びいわきバッテリーバレー推進機構等と機構との連携の必要性並びにもものづくりDXとの関係におけるガントリー式超大型X線CT装置の新規性
- (6) 食料安全保障の観点から機構が農業分野の多様な研究開発を進めていく必要性

長友慎治君（国民）

- (1) 東日本大震災の記憶の風化の抑制に向け、被災地の伝承活動団体に対して支援を行う必要性
- (2) 被災地における現在の避難訓練の頻度及び開催形態
- (3) 令和4年度から行われる水田活用の直接支払交付金の見直しに伴い、被災地の畜産農家が交付金を減額されないよう特別な支援を行う必要性
- (4) 平成31年4月に設立された福島大学食農学類の現状
 - ア 福島の課題解決に向けた具体的な取組
 - イ 国との今後の連携の予定及び最初の卒業生となる現4年生の進路
- (5) 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外における政府の取組
 - ア 帰還困難区域について政府が避難指示全面解除の方針から後退した理由
 - イ 避難者の除染の希望があれば、必ず除染を先行実施することの必要性
- (6) ALPS処理水の海洋放出による風評被害を払拭するために、政府が行う理解醸成に向けた具体的な取組

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国の賠償基準である中間指針
 - ア 原子力損害賠償紛争審査会が中間指針の見直し議論を始めた趣旨及び結論を出す時期
 - イ 中間指針を見直す必要性
 - ウ 国策として原子力政策を推進してきた国の責任
- (2) 機構が本当に復興の夢や希望となることについての確認
- (3) 機構の教育機能
 - ア 有識者会議の最終報告書では機構の「教育機能」が前面に出ていたにも関わらず、その後の政府方針では「人材育成機能」となり、基本構想では「福島国際研究教育機構」と名称が「研究」「教育」の順序になった理由
 - イ アに対する復興大臣の見解
- (4) 機構の研究分野
 - ア 有識者会議の最終報告書では「原発事故対応・環境回復分野」とされていた研究分野が、基本構想では「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」となった理由
 - イ 原子力災害に見舞われた福島の特異性を背景として、データの蓄積だけでなく廃炉や原発事故対応に係る課題に取り組む必要性
 - ウ 機構が廃炉に係る課題に取り組む必要性及び国内外の研究者を呼び込むためにも廃炉の最終形を示す必要性
- (5) 機構が有識者会議でモデルとされた国立パシフィック・ノースウェスト研究所と同様の組織となり

得る実現可能性への懸念

- (6) 福島イノベーション・コースト構想の実績を踏まえて想定される機構周辺の居住人口

福島伸享君（有志）

- (1) OISTの成功の要因
- ア OISTが質の高い論文を輩出し、国際的な評価を得ている要因
 - イ OISTの成功の要因及び今後の展望について、沖縄県出身の復興大臣の見解
- (2) 機構の理事長及び理事
- ア 本法案条文の要件である「機構が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者」で想定される人物
 - イ 必ずしも高度な科学技術の知識がない人物でも理事長及び理事に就任できる条文を設けた理由
 - ウ 人選に向けた復興大臣の決意
 - エ 人数を3人以内とした理由
- (3) 機構の中期目標の原案作成のプロセス
- (4) 新産業創出等研究開発協議会
- ア 協議会の役割
 - イ 協議会の構成員に企業等の産業関係者が入っていない理由
- (5) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）
- ア 福島第一原子力発電所の廃炉に関するJAEAの取組及び機構設立後の協力の在り方
 - イ JAEAの一部の機能を機構に移管する可能性
- (6) 新産業創出等研究開発協議会の人選等に関し、JAEA等茨城県の機関・施設と連携する必要性